

登録速報 (適用拡大)

農薬名：Dr. オリゼフェルテラグレータム粒剤

登録番号：第23203号

適用拡大登録日：2019年9月11日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中、以下の事項を追加し、【変更後】のとおりとする。

- 適用作物名「稲」を追加する。
- 適用作物名「稲（箱育苗）」の使用方法「育苗箱の上から均一に散布する。」を「育苗箱の苗の上から均一に散布する。」、チフルザミドを含む農薬の総使用回数「3回以内(育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)」を「3回以内(移植時までの処理は1回以内、本田では2回以内)」に変更する。

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	クロラントラニリブロールを含む農薬の総使用回数	チフルザミドを含む農薬の総使用回数	プロベナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 イネミズソウムシ	1kg/10a	は種時	1回	は種同時 施薬機を用いて土中 施用する。	1回	3回以内 (直播での種時又は移植時 までの処理は 1回以内、本田 では2回以内)	2回以内 (移植時までの処 理は1回以内)
	移植時		側条施用					
稲 (箱 育 苗)	いもち病 白葉枯病 もみ枯細菌病 紋枯病 イネミズソウムシ イネドロオイムシ ツマグロヨコバイ フタオビコヤガ	育苗箱 (30×60 ×3cm、 使用土壌 約5L) 1箱当り 50g	移植 3日前 ～ 移植 当日	1回	育苗箱の苗 の上から 均一に 散布する。	1回	3回以内(移植 時までの処理は 1回以内、本田 では2回以内)	2回以内 (移植時までの処 理は1回以内)

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第8項および第10項を変更し、【変更後】のとおりとする。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

(1) 育苗箱に処理する場合は、次の注意事項を守ること。

- ①育苗箱の苗の上から所定薬量を均一に散布し、茎葉に付着した薬剤は払い落としのち、十分灌水すること。
- ②稲苗の葉がぬれていると、薬剤が付着して薬害を生ずる場合もあるので、散布直前の灌水はさけること。
- ③軟弱徒長苗、むれ苗などでは薬害を生ずるおそれがあるので、必ず健苗に使用すること。
- ④処理苗移植の本田の整地が不均整な場合は薬害が生じやすいので、代かき はていねいに行い、移植後田面が露出したりしないように注意すること。
- ⑤処理苗を本田に移植したのちは、そのまま湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
- ⑥本剤の処理により、軽度の初期生育遅延や葉の黄化を認めることがあるが、その後回復するので通常の管理を維持すること。

(2) 移植時に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ①専用の移植同時施薬機を用い、側条施用すること。
- ②移植後は湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。

(3) 本田が砂質土壌の水田や漏水田、未熟有機物多用田の場合は使用をさけること。

(4) 移植後、低温が続き、苗の活着遅延が予測される場合には使用をさけること。

(5) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

(1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。

また、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。

(2) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。

(3) 使用後は水管理に注意すること。

(4) 器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。

また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう、適切に処理すること。

以上